

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2023年12月27日

筑波精工株式会社

代表取締役社長 傳 寶菜

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10

0285-55-0081

管理部長 山口成人

株式会社アイ・アール ジャパン

代表取締役社長 北村雄一郎

東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング26階

https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html

03-3519-6720

東京証券取引所TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

筑波精工株式会社

<https://tsukubaseiko.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第37期（中間）	第38期（中間）	第39期（中間）	第37期	第38期
会計期間	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	104,326	130,868	147,076	215,925	218,695
経常損失(△) (千円)	△ 38,048	△ 26,429	△21,767	△ 73,690	△ 82,471
中間（当期）純損失(△) (千円)	△ 45,370	△ 32,889	△40,181	△ 113,014	△ 91,039
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	907,300	907,300	907,300	907,300	907,300
発行済株式総数 (株)	3,806,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000
純資産額 (千円)	385,509	284,975	186,643	317,865	226,825
総資産額 (千円)	597,390	461,746	438,156	527,746	451,660
1株当たり純資産額 (円)	103.46	76.48	50.09	85.31	60.88
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間（当期） 純損失(△) (円)	△ 12.18	△ 8.83	△10.78	△ 30.33	△ 24.43
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.53	61.72	42.60	60.23	50.22
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 36,908	△ 42,095	△63,536	△ 67,328	△ 23,826
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 8,068	22,180	△2,108	△ 40,824	21,500
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 3,593	△ 33,422	△1,071	△ 7,251	△ 33,422
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	442,228	321,126	271,999	374,464	338,716
従業員数 (人)	20	19	18	20	16
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第37期及び第38期の財務諸表についてはあかり監査法人の監査、第37期中間会計期間、第38期中間会計期間及び第39期中間会計期間の中間財務諸表についてはあかり監査法人の中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18（-）	45.3	6.6	4,453

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本発行情報提出日現在において当社が判断したものであります。また、【業績等の概要】の各項に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことに伴い、ショッピングやレジャー等の行動が活発になり国内景気は緩やかに回復の兆しが見受けられました。一方、円安の進行や材料価格・エネルギーコストの上昇により企業収益は圧迫され、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社では海外大手ファンドリによる当社製品Supporter®の採用及び半導体製造を自動化する自動機ユニットの販売が大きく寄与し、売上高の拡大に至りました。当該自動機ユニットの販売は、ウエハ保持運搬作業の中で接着剤方式では課題となっている部分を、当社の静電チャックが課題を解消できる優位性を示せたことを意味しております。

また、前述の案件は海外取引先との信頼関係の構築や協力体制の維持継続及び次の受注につながっており、更に業績の改善に寄与するものと思われれます。しかしながら、Supporter®の生産に必要なレーザー加工機の重要部品の破損（2023年9月20日に適時開示）により社内での生産活動に支障を来し、当該生産工程を外注したため想定外の損失が発生することになりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は147百万円（前年同期比12.4%増）、営業損失は21百万円（前年同期は26百万円の営業損失）、経常損失は21百万円（前年同期は26百万円の経常損失）、中間純損失は40百万円（前年同期は32百万円の中間純損失）となりました。

上記の結果、当中間会計期間において当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】（1）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ66百万円減少し、271百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は63百万円（前中間会計期間は42百万円の減少）となりました。営業活動による資金の減少の主な要因として税引前中間純損失が39百万円、売上債権の増加49百万円及び未収還付消費税等の増加2百万円があった一方で、臨時損失16百万円、棚卸資産の減少6百万円、仕入債務の増加6百万円、未払金の増加3百万円及びその他の負債の増加2百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は2百万円（前中間会計期間は22百万円の増加）となりました。投資活動による資金の減少の要因は、有形固定資産の取得による支出2百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は1百万円（前中間会計期間は33百万円の減少）となりました。財務活動による資金の減少の要因は、長期借入金の返済による支出1百万円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	86,792	120.6

（注）金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	107,554	112.2

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しております。

製品の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
Supporter®	93,955	457.6
ステージ	31,610	28.6
自動機	21,510	－
合計	147,076	112.4

（注）1. 当中間会計期間において、製品別売上の区分の見直しを行っておりますが、詳細については、「第6 経理の状況 中間財務諸表等 （1）中間財務諸表 注記事項 （セグメント情報等） 関連情報」をご参照ください。なお、前年同期比は、前中間会計期間の売上高を見直し後の区分により組替えた金額との比率を開示しております。

2. 最近2 中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 2022 年4 月 1 日 至 2022 年9 月 30 日）		当中間会計期間 （自 2023 年4 月 1 日 至 2023 年9 月 30 日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
WISE WELL TECHNOLOGY CO., LTD.	－	－	92,639	63.0
(株)アイテック	25,940	19.8		
イーグローバレッジ(株)	23,790	18.2		
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	19,260	14.7	－	－
楠梓電子股份有限公司	13,391	10.2	－	－

3. 前中間会計期間又は当中間会計期間のいずれか一方が10％未満である相手先の販売実績は、その中間会計期間の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、当中間会計期間において、営業損失21百万円、経常損失21百万円、中間純損失40百万円を計上しており、また、以下の表に示したとおり、経常利益、当期純利益、営業キャッシュ・フローについて当期以前の過去5期連続して継続的なマイナスが発生しており、営業利益は当期以前の過去4期連続して継続的なマイナスが発生しております。

単 位 (百 万 円)	2019年3月期 期末	2020年3月期 期末	2021年3月期 期末	2022年3月期 期末	2023年3月期 期末	2024年3月期 中間期
営業利益 又は営業損失 (△)	1	△188	△90	△74	△82	△21
経常損失 (△)	△56	△189	△86	△73	△82	△21
当期 (中間) 純損失 (△)	△62	△380	△108	△113	△91	△40
営業キャッシュ・フロー	△128	△156	△78	△67	△23	△63

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。具体的な対応策は次のとおりであります。

① (生産部門の熟練工養成)

当社は「ファブライト」を標榜し、製品を構成する汎用的な部材を複数メーカーより調達すると共に、最終組み立て工程を社内に維持する方法で世界にオンリーワンの Supporter®の競争力を維持し、参入障壁を限りなく高く維持しています。同様に、当該組み立てに従事する従業員の技能の高度化による生産性向上と製品歩留まり改善が、製品の性能向上と利益率の改善に繋がることから、社内熟練工の養成を継続してまいります。

② (設備投資に関するバックアッププランの策定)

「ロシアによるウクライナ侵攻」「米中対立と先端半導体の輸出入制限」「インフレと世界的金融引締め」「相次ぐ銀行破綻」など、ブラックスワンの事象が積み重なる状況となり、投資家のマインドは依然冷え込んでおり、今後における優良な条件のファイナンスは困難になっていくことが想定されます。従いまして、設備投資に関して次のような対策をバックアッププランとして策定しました。つまり、既存設備の稼働率は現状相対的に低いため、国内外における営業活動を推進し、設備稼働率を引き上げ、キャッシュ・フローの状況を改善します。また、刻々と変動するファイナンス環境によっては、追加資金調達を行わず、期間の営業活動が生み出すキャッシュ・フローの範囲での小規模設備投資により増産してまいります。

③ (新自動機開発プロジェクト)

自動機の新規開発において、顧客と当社を含む周辺業者グループで複数の工程を一体化し、顧客ニーズに対し最適化されたソリューション開発を可能にすることで、自動機とともに採用される Supporter®の新規販売、リピート販売につなげてまいります。

④ (新製品の開発)

当中間会計期間においては、大口案件に注力する部分が大きく、これまでのように研究開発にリソースを割くことができませんでしたが、今後は、現状の製品の拡販を進めつつ、顧客の要望に応える製品の研究開発を進めてまいります。

⑤ (営業体制の最適化)

国内外に関わらず販売後のサポート体制が不可欠であり、顧客のニーズにすぐに対応することが信頼関係を

高め、売上の拡大につながることから、当社は、現サポート体制を維持できるように必要な人材を採用・訓練し営業活動を進めてまいります。

⑥ （経費圧縮）

管理部門では、業務改善による効率化を図り、経費の圧縮を実施するほか業務委託先との業務内容を精査し、契約満了時に契約内容の見直しによる経費の圧縮を継続的に実施する一方、契約内容の見直し後は、業務委託先から吸収したノウハウや人材教育を継続して進め、社員の少数精鋭化を進めてまいります。

⑦ （金融機関の取扱い）

設備投資のための資金調達とは別に、銀行とのプロジェクトファイナンスによる資金調達の交渉を進め、大口案件獲得の際に部材仕入額相当の借入を実行するべく交渉を継続しております。当社は、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持しており、継続的な支援を得られる環境を維持しております。

⑧ （大型受注への対応）

当社は、2023 年 2 月に自動機ユニット及び主力製品 Supporter®の量産第 1 号となる大型受注を獲得しましたが、当中間会計期間において全て出荷、販売しております。この成功を機に、次の Supporter®及び自動機ユニットを受注し、当該受注に対しても設計スキルの高い社員の新規採用や、製造対象ごとに最適化された外注先の選定を行うなどの工夫により、細心・最良の注意をもって対応を進め、今後の受注拡大へ繋げてまいります。

当社といたしましては、以上のような施策を継続的に行うことにより、将来の収支の改善と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(2) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」）を締結する義務があります。本発行者情報の公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下「同社」）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1カ月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本発行者情報の提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（イ）及び（ロ）に定める書面に基づき行うものとする。

（イ）次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- a. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
- b. 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
- c. 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ロ）本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当

社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合)

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ） 次のa又はbに定める場合に従い、当該a又はbに定める事項に該当すること。

- a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- b. 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ） 当該再建計画に次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

- a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- b. 前（イ）のaに規定する見込みがある旨及びその理由又は同bに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ハ） 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（イ） 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除く。）の日

- a. TOKYO PRO Marketの上場株券等
- b. 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

（ロ） 当社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総

会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(ハ) 当社が、前(イ)及び前(ロ)に規定する事由以外の事由により解散する場合(本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(イ)又は(ロ)に該当する場合

(イ) 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

(ロ) 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合で、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において締結した、経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

（重要な固定資産の譲渡）

当社は、当社所有の設備である「自動機」プロトタイプを海外事業者に譲渡することを、2023年9月20日開催の取締役会において決議し、2023年9月20日付にて売買契約を締結いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しており、現状では様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が求められております。一例をあげますと、大手ファンドリでは半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社製品が顧客ライン上に完全自動で稼働することが製品採用のポイントであります。このため、当社では案件別アプリケーション開発活動を進めております。しかしながら当中間会計期間においては、大口案件の対応に注力したため、研究開発にリソースを割くことができませんでした。この結果、当中間会計期間の研究開発費は1,546千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報提出日現在において当社が判断したものであります。

また、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の各項に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

（1）重要な会計方針及び当該見積りに用いた仮定

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は434百万円となり、前事業年度末と比較して13百万円減少いたしました。この主な変動要因は、売掛金が58百万円、仕掛品が2百万円及び未収還付消費税等が2百万円増加した一方で、現金及び預金が66百万円、受取手形が1百万円及び原材料が8百万円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は3百万円となり、前事業年度末と比較して26万円減少いたしました。この主な変動要因は、差入保証金が26万円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は142百万円となり、前事業年度末と比較して33百万円増加いたしました。この主な変動要因は、買掛金が4百万円、1年内返済予定の長期借入金が5百万円、電子記録債務が1百万円、未払金が12百万円、預り金が1百万円及び前受金が8百万円増加したことによるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は109百万円となり、前事業年度末と比較して7百万円減少いたしました。この変動要因は、長期借入金が7百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は186百万円となり、前事業年度末に比較して40百万円減少いたしました。この変動要因は、中間純損失により利益剰余金が40百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 資金繰りについて

当社の運転資金については、現時点では十分な手元資金を保有しております。

また、当社は研究開発型の企業であることから、研究開発による企業の成長を加速するために、金融機関からの借入により手許流動性を充実させるほか、資本市場からのタイムリー且つ最適な条件を前提としたエクイティファイナンスによる資金調達も含め、あらゆる方法による十分な運転資金の確保を進めてまいります。

(6) 重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】(1)継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式が、中間会計期間末現在で590,000株、公表日の前月末現在で585,000株含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権

区 分	中間会計期間末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	590,000	585,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590,000(注) 1	585,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数（株）	発行済株式 総数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
2023年4月1日～ 2023年9月30日	-	3,806,000	-	907,300	-	857,300

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有 株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 リーディング証券株式会社 代表取締役社長 薛立功)	6F, 106 HO-PING EAST ROAD, SECTION 2 TAIPEI 106, TAIWAN, R. O. C	392, 894	10. 54
TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援 投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目6番地1	381, 000	10. 23
株式会社オプトラン	埼玉県鶴ヶ島市富士見6-1-1	280, 000	7. 51
合同会社 T C T S O 5	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	275, 000	7. 38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270, 000	7. 25
樋口俊郎	東京都文京区	258, 000	6. 92
TEL Venture Capital Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 代表取締役社長 門倉健仁)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle, Delaware, USA	255, 000	6. 84
傳 寶菜	栃木県河内郡上三川町	217, 000	5. 82
トゥルーバグループホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	200, 000	5. 37
坂井易子	大阪府大阪市天王寺区	180, 000	4. 83
計	—	2, 708, 894	72. 70

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権(590,000株)及び自己株式(80,000株)を除く株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,725,900	37,259	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	3,806,000	-	-
総株主の議決権	-	37,259	-

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡上三川 町大字上蒲生字願成 寺2168-10	80,000	-	80,000	2.10
計	-	80,000	-	80,000	2.10

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高 (円)	-	1,250	1,250	-	1,250	-
最低 (円)	-	1,250	1,250	-	1,250	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2023年5月、6月、8月の売買取引は、筑波精工株式会社役員持株会の買い付けによるものであります。

3. 2023年4月、7月、9月については、売買実績はございません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行情報の公表日後、本発行情報の公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役管理部長	松坂 一生	2023年10月13日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 16.67%)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

中間会計期間につき省略しております。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、あかり監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	398,716	331,999
受取手形	1,413	-
電子記録債権	-	770
売掛金	15,269	73,623
製品	2,311	1,734
仕掛品	8,731	11,478
原材料	13,335	4,939
貯蔵品	250	143
前払費用	2,344	2,822
未収収益	584	559
未収還付消費税等	4,063	6,128
立替金	421	-
流動資産合計	447,440	434,199
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	4,220	3,956
投資その他の資産合計	4,220	3,956
固定資産合計	4,220	3,956
資産合計	451,660	438,156

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,724	4,318
電子記録債務	16,111	17,290
買掛金	12,476	16,785
1 年内返済予定の長期借入金	3,558	9,555
未払金	5,260	17,295
未払費用	4,092	4,518
未払法人税等	5,481	4,946
預り金	697	2,121
前受金	49,697	58,118
賞与引当金	4,034	4,335
製品保証引当金	3,259	2,853
流動負債合計	108,393	142,138
固定負債		
長期借入金	116,442	109,374
固定負債合計	116,442	109,374
負債合計	224,835	251,512
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	907,300
資本剰余金		
資本準備金	857,300	857,300
資本剰余金合計	857,300	857,300
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△1,549,274	△1,589,456
利益剰余金合計	△1,533,774	△1,573,956
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	226,825	186,643
純資産合計	226,825	186,643
負債純資産合計	451,660	438,156

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)		当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
売上高		130,868		147,076
売上原価				
製品期首棚卸高		2,090		2,311
当期製品製造原価		77,895		85,596
当期製品仕入高		739		2
合計		80,725		87,909
棚卸資産評価損		354		447
他勘定振替高		16,993		5,165
製品期末棚卸高		1,966		2,181
製品売上原価		62,119		81,009
売上総利益		68,748		66,066
販売費及び一般管理費	※1※2	95,479	※1※2	87,689
営業損失(△)		△26,730		△21,622
営業外収益				
受取利息		2		2
雑収入		1,592		605
営業外収益合計		1,594		607
営業外費用				
支払利息		1,267		647
為替差損		25		104
営業外費用合計		1,293		751
経常損失(△)		△26,429		△21,767
特別損失				
減損損失	※3	5,924	※3	1,295
臨時損失		-	※4	16,220
特別損失合計		5,924		17,515
税引前中間純損失(△)		△32,354		△39,283
法人税、住民税及び事業税		535		898
法人税等合計		535		898
中間純損失(△)		△32,889		△40,181

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,458,234	△ 1,442,734
当中間期変動額							
中間純損失 (△)						△ 32,889	△ 32,889
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 32,889	△ 32,889
当中間期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,491,124	△ 1,475,624

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 4,000	317,865	317,865
当中間期変動額			
中間純損失 (△)		△ 32,889	△ 32,889
当中間期変動額合計	-	△ 32,889	△ 32,889
当中間期末残高	△ 4,000	284,975	284,975

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,549,274	△ 1,533,774
当中間期変動額							
中間純損失 (△)						△ 40,181	△ 40,181
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 40,181	△ 40,181
当中間期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,589,456	△ 1,573,956

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 4,000	226,825	226,825
当中間期変動額			
中間純損失 (△)		△ 40,181	△ 40,181
当中間期変動額合計	-	△ 40,181	△ 40,181
当中間期末残高	△ 4,000	186,643	186,643

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△32,354	△39,283
減損損失	5,924	1,295
臨時損失	-	16,220
減価償却費	589	123
為替差損益 (△は益)	0	△0
差入保証金償却額	302	263
受取利息	△2	△2
支払利息	1,267	647
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	1,371	△406
売上債権の増減額 (△は増加)	△25,665	△49,290
棚卸資産の増減額 (△は増加)	7,925	6,448
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,996	6,081
未収還付消費税等の増減額 (△は増加)	△355	△2,065
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△60	-
未払金の増減額 (△は減少)	3,565	3,675
その他の資産の増減額 (△は増加)	962	516
その他の負債の増減額 (△は減少)	△231	2,151
小計	△39,757	△53,623
利息の受取額	2	26
利息の支払額	△1,269	△645
臨時損失の支払額	-	△7,861
法人税等の支払額	△1,070	△1,433
営業活動によるキャッシュ・フロー	△42,095	△63,536
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の回収による収入	29,700	-
有形固定資産の取得による支出	△7,519	△2,108
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,180	△2,108
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	-	△1,071
リース債務の返済による支出	△33,422	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,422	△1,071
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△53,337	△66,716
現金及び現金同等物の期首残高	374,464	338,716
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 321,126	※ 271,999

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 原材料 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：15年

機械及び装置：8年

工具、器具及び備品：5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証相当額とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、静電界を用いた吸着システム事業において、主として日本、台湾及び中国の顧客に対し、静電チェック関連製品を販売しております。

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、国内販売においては製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しており、輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、静電チャック関連製品の販売契約において、引き渡し後に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修

理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	292,525千円	293,944千円

注 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	20,358千円	19,608千円
給与手当	11,811	11,064
賞与引当金繰入額	1,428	1,520
支払手数料	18,554	16,404
外注費	9,844	12,606
減価償却費	589	109
製品保証引当金繰入額	2,376	-

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
研究開発費	6,047千円	1,546千円

※3 減損損失の内容は次のとおりであります。

前中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識し

ております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	5,924 千円
計	5,924 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除却予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	1,295 千円
計	1,295 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除却予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

※4 臨時損失

当社の本社工場内にある設備「レーザーアブレーションシステム」の重要部品の破損に伴い、修理交換費用及び一部業務の外注が発生し、臨時損失 16,220 千円を計上しております。

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	589千円	123千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000
自己株式				
普通株式	80,000	-	-	80,000
合計	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当中間会計 期間期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会 計期間末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000
自己株式				
普通株式	80,000	-	-	80,000
合計	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当中間会計 期間期首	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会 計期間末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	381,126千円	331,999千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 60,000	△ 60,000
現金及び現金同等物	321,126	271,999

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー (機械装置) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	1,913	1,911	△1
資産計	1,913	1,911	△1
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	120,000	117,962	△2,037
負債計	120,000	117,962	△2,037

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、未収還付消費税等、立替金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金及び前受金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

当中間会計期間（2023年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	1,913	1,897	△16
資産計	1,913	1,897	△16
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	118,929	115,086	△3,842
負債計	118,929	115,086	△3,842

- (※1) 現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、未収収益、未収還付消費税等、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金及び前受金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (※2) 中間貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「中間貸借対照表計上額」との差額は、当中間会計期間末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,911	—	1,911
資産計	—	1,911	—	1,911
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	117,962	—	117,962
負債計	—	117,962	—	117,962

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,897	—	1,897
資産計	—	1,897	—	1,897
長期借入金	—	115,086	—	115,086
負債計	—	115,086	—	115,086

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

重要な賃貸等不動産はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

重要な賃貸等不動産はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

① 財又はサービスの種類別の内訳

（単位：千円）

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チェック	20,530	110,338	－	130,868
顧客との契約から生じる収益	20,530	110,338	－	130,868

② 収益の認識時期別の内訳

（単位：千円）

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	20,530	110,338	－	130,868
一定期間にわたり移転される財又はサービス	－	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	20,530	110,338	－	130,868

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当中間会計期間において、製品別売上の区分の見直しを行っておりますが、詳細については、「第6 経理の状況 中間財務諸表等 （1）中間財務諸表 注記事項 （セグメント情報等） 関連情報」をご参照ください。

なお、前中間会計期間の「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

① 財又はサービスの種類別の内訳

（単位：千円）

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チェック	93,955	31,610	21,510	147,076
顧客との契約から生じる収益	93,955	31,610	21,510	147,076

② 収益の認識時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	93,955	31,610	21,510	147,076
一定期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	93,955	31,610	21,510	147,076

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間会計期間の製品別販売実績は次のとおりであります。

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
外部顧客への売上高	20,530	110,338	-	130,868

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	中国	合計
96,552	13,391	20,925	130,868

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
㈱アイテック	25,940
イーグローバレッジ㈱	23,790
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	19,260
楠梓電子股𠂇有限公司	13,391

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当中間会計期間の製品別販売実績は次のとおりであります。従来は、当社の主たる製品である「Supporter®」及

び「ステージ（ディスプレイ向け）」とそれ以外の「その他（ディスプレイ向け以外のステージ類似製品）」を製品別の区分としておりましたが、当中間会計期間より給電ユニットから分離しても単体で稼働する静電チャックシステムの売上を「Supporter®」、給電ユニットに常時接続して稼働する静電チャックシステムの売上を「ステージ」としております。また、当中間会計期間より今後の自動機ユニットの販売の重要性が増すことが予想されることから「自動機」の分類を新たに設けております。

なお、前中間会計期間の「関連情報」については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
外部顧客への売上高	93,955	31,610	21,510	147,076

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	中国	合計
30,098	108,230	8,747	147,076

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
WISE WELL TECHNOLOGY CO., LTD.	92,639

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当中間会計期間において、5,924 千円の減損損失を計上しております。

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当中間会計期間において、1,295 千円の減損損失を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	60円88銭	50円09銭

1株当たり中間純損失は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△8円83銭	△10円78銭

(注) 1. 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純損失(△) (千円)	△32,889	△40,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△32,889	△40,181
普通株式の期中平均株式数(株)	3,726,000	3,726,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数590,000個(普通株式590,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数590,000個(普通株式590,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡)

当社は、2023年9月20日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産の譲渡について決議し、2023年9月20日付にて売買契約を締結し、2023年10月6日に固定資産の譲渡が完了いたしました。

1. 固定資産譲渡の理由

当社は主力製品のSupporter®の販売促進の為、2021年10月に当社の業務委託先台湾ショールーム内に、Supporter®を半導体ウエハに自動的に吸着させる「自動機」プロトタイプを設置することで、販売促進活動を継続してまいりました。この活動により、台湾のみならず中国本土のファンドリ関連企業によるSupporter®に関する認知が広く浸透しておりますが、ターゲット顧客への周知が一通り終了したため、現状では稼働率が低下し遊休状態でありました。

そのような状況の中で、当該「自動機」プロトタイプの譲受を希望する海外事業者があり、固定資産を譲渡いたしました。

2. 譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	売却益
「自動機」プロトタイプ 台湾新竹	59百万円	59百万円

(注) 譲渡価額については実際の決済日の為替レートに基づき算出した結果であります。また、固定資産は過去に実施した減損処理により簿価が零円であるため、譲渡価額の金額と売却益が同額になっております。

3. 譲渡先の概要

本件設備の最終ユーザーは、当社Supporter®の営業ターゲット先であるファンドリが多数集積する中国国内に設立された半導体製造機械メーカーであります。譲渡先の意向により現時点では開示を控えております。なお、譲渡先と当社の間には、資本関係、人的関係、取引関係は無く、また、当社の関連当事者には該当致しません。

4. 譲渡資産の引渡し日

2023年10月6日

5. 業績に与える影響

当該固定資産の売却により、2024年3月期において、固定資産売却益59百万円を特別利益として計上する見込みであります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 12 月 27 日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 成治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉澤 誉彦

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、筑波精工株式会社の 2023 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。